令和８年度県北広域本部からの情報発信に係る
ブランディング支援業務委託基本仕様書

１　委託業務名

令和８年度県北広域本部からの情報発信に係るブランディング支援業務

２　委託目的

県北広域本部の所管である菊池地域（菊池市、合志市、大津町、菊陽町の４市町で構成）は、世界最大の半導体受託製造企業であるTSMCの管内進出により、台湾をはじめとする国内外からの菊池地域への移住者や来訪者が増えており、国内外から注目されている地域である。

このような状況を鑑み、改めて菊池地域の情報発信を強化する必要があるが、現時点では県北広域本部から情報発信を行う体制が整っていない。そこで、本業務委託により、県北広域本部の情報発信に係る体制構築及びブランディングを行い、それに応じて効果的な情報発信を行うことで、更なる地域振興へと結びつけることを目的とする。

３　委託期間

契約締結の日から令和９年（２０２７年）３月８日（月）まで

４　業務内容　※詳細は受託企業決定後に打ち合わせるものとする。

（１）インスタグラムアカウントの作成

・インスタグラムアカウントを作成すること。
・行政が運用するアカウントとして効果的な運用となるよう、運用コンセプトを設計し提案すること。
・本業務委託終了後は県北広域本部職員が継続してアカウントを運営する想定であるため、運用品質が維持できるよう、運用マニュアルを作成すること。また、当該マニュアルの作成においては、契約期間中に実施した取組に対する課題や対応策等についても記載すること。

（２）アカウントの運用に係る伴走支援

・アカウント運用にあたり、県北広域本部職員によるアカウント運用の伴走支援を実施すること。
・投稿の模範として、受託者にて複数回にわたって投稿を行うこと。なお、投稿については、菊池地域４市町を網羅した内容とし、投稿内容、回数及び頻度は提案を行うこと（市町ごとに分割した投稿など、形式は問わない）。

※契約締結前に県と協議の上、契約期間満了時の目標フォロワー数を設定する想定。

（３）インスタグラム広告の実施
・作成したアカウントの周知のためインスタグラム広告を行うこと。広告手法は提案を行うこと。
・広告を実施するにあたり、ターゲットの属性や配信時期等は、県と協議の上決定すること。

（４）菊池地域の魅力発信に係る追加提案
・上記（１）～（３）以外の魅力発信に係る追加提案を行うこと。

５　報告書の提出等
令和９年（２０２７年）３月８日（月）までに、以下のとおり提出すること。
（１）提出物
・業務完了報告書（電子データのみで可）
・実績報告書（電子データのみで可）
・その他本委託業務で制作したデータ等一式

（２）提出・納品先
〒８６１－１３３１
熊本県菊池市隈府１２７２－１０
熊本県県北広域本部振興課

６　特記事項
・本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めた上で、その内容を適切に反映した仕様書に変更することがある。
・本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示によるものとする。
・業務上知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
・受託者は、本業務において知り得た情報を他人に漏らし、本業務の目的以外に使用してはならない。業務委託終了後も同様とする。
・本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。
・契約期間終了後も、本業務に係る照会等報告すべき事項が生じた場合は、委託者へ迅速に連絡する等誠実な対応を行うこと。
・本業務の実施に伴い、新たに制作した制作物の著作権は委託者に帰属する。
・その他、必要に応じて委託者と協議を行うこと。

別　記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　　乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　　乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第３　　乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第４　　乙は、この協定による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

２　　乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

３　　乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

（保有の制限）

第５　　乙は、この協定による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（安全管理措置）

第６　　乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、ＢＣＣ（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

第７　　乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その

作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第８　乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第９　乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（持出しの制限）

第１０　乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この協定による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

（再委託の禁止）

第１１　乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

２　乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第１２　乙は、この協定による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第１３　乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（作業従事者への周知）

第１４　乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、協定の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１７６条又は第１８０条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

（指示・報告）

第１５　甲は、乙がこの協定による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（実地調査）

第１６　甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

（事故発生時の対応）

第１７　乙は、この協定による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

２　乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

３　甲は、第１項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（協定解除及び損害賠償）

第１８　甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。